

岩手県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和5年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
橋本デンタルオフィス	宮古市南町15番9号	令和元年7月31日
細井歯科医院	一関市新大町135番地	令和元年8月1日
齋藤整形外科クリニック	花巻市西宮野目第6地割167番地1	令和4年8月1日
ささき歯科医院	釜石市鶴住居町一丁目703番地	令和4年8月31日
亀卦川歯科医院	一関市大東町大原字町裏137番地1	令和4年9月26日
小田島眼科	北上市黒沢尻二丁目2番23号	令和4年11月19日
足澤整形形成外科	紫波郡紫波町日詰字中新田252番地2	令和4年11月30日